

# 宮田村議会議会評価報告書

評価対象年：2020年(令和2年)

1月1日から12月31日まで



改選後に実施した基礎研修の様子(2020年5月12日)

2021年3月23日

 宮田村議会

## 宮田村議会議会評価表

評価対象暦年	評価実施年月日	評価記入者名
2020年 (令和2年)	2021年2月25日	天野早人議長 加藤恭一副議長

※2020年1月1日から2020年12月31日までを評価の対象とした。

評価 採点	4	良好に実施されている	平均値	3.6	
	3	改善の余地あり			
	2	改善を要する	前年平均値		3.5
	1	抜本的見直しを要する	差		+0.1

※「主な関係法令」は評価時点で最新の状況に更新した。

宮田村むらづくり基本条例		主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条 議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される意思決定機関として、行政運営が適正に行われているかを監視し、及び評価するとともに、積極的な政策立案と政策提言を通じて、むらづくりの充実に努めなければならない。	(1) 宮田村議会 議会評価要綱 (2019年8月20日 施行、宮田村議 会特別評価要 綱から分離)	2 改善を要する	新年度の議会活動に反映させることができるよう、今回の評価については、試行として、半年ほど前倒して実施することとした。要綱では、議会評価の実施の時期について、決算評価の実施の時期に準ずるものと定めているため、早期に改正すべきである。2019年1月1日から2019年12月31日までの暦年を対象に評価を行った結果、平均値は3.5であった。第9章の第7条に掲げた住民参加の具現化と歩調を合わせながら、外部評価の導入に向けた検討を行うべきである。2020年2月6日に全国町村議会議長会の「令和元年度町村議会表彰」を受賞した。2020年6月に発表された早稲田大学マニフェスト研究所の「議会改革度調査2019」村ランキングの結果は、前年に引き続き、全国第2位であった。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
			(2) 宮田村議会 決算評価要綱 (2019年9月19日 施行、同日宮田 村議会特別評 価要綱廃止)	3 改善の余地 あり	「福祉タクシー事業」、「中学校 教育振興事務(ICT教育におい ての電子黒板等の機材)」、「定 住促進事業(パンフレット)」、「災 害対策事業(同報無線伝送シス テム)」の4事業を評価した。「中 学校教育振興事務(ICT教育に おいての電子黒板等の機材)」 については所管事務調査とし て、中学校の現地調査を行っ た。評価結果については、決算 議会の決算委員長報告に盛り 込むとともに、結果を村行政当 局に送付した。また、議会だより 及びホームページで公開した。 本評価は、部会ごとの評価を経 て、委員会全体の評価を行って いるが、評価する事業名につい て、事前に委員会全体で情報を 共有しておくよう求める意見が あるため、文書配布等で対応す べきである。	
第 3 章 議 会	(議 会 の 役 割 及 び 責 務 )	第 8 条	2 議会は、議案 の審議に当たっ ては、議員間の 討議を通じて、 議論を尽くした 合意形成に努 めるとともに、審 議等の情報を積 極的に公開及 び発信し、村民 への説明責任を 果たすよう努め なければならない。	(1) 宮田村議会 議決結果表要 綱(2016年4月1 日施行)	3 改善の余地 あり	定例会及び臨時会での議決結 果を議員別に一覧表にし、随 時、ホームページで公開した 他、年内に4回発行した議会だ よりに掲載した。議会だよりに おいては、2020年8月13日発行の 第38号から、議案ごとに補足説 明を記載してきている。請願陳 情等には補足説明が記載でき ていない。審議、審査、協議で の質疑や討論の概要も取り上げ ることにより、村民によりわかりや すい情報公開に努めるべきであ る。
			(2) 宮田村議会 広報広聴条例 (2016年4月1日 施行、以後改 正)、宮田村議 会広報広聴会 議要綱(2016年4 月1日施行、以 後改正)	3 改善の余地 あり	「宮田村議会だより」を年内に4 回発行した。最終校正日から発 行日までの期間に余裕がなく、 最終校正を座長に一任する状 況が続いている。十分な時間を 確保するため、余裕を持った編 集スケジュールに改めるべきで ある。引き続き、読みやすい構 成、わかりやすい紙面づくりに 努めるべきである。無投票によ る改選となったため、議会とし てはじめて、2020年5月14日発行 の議会だより第37号の別冊とし て、「選挙公報集」を発行した。	

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案		
			(3) 宮田村議会議員間討議要綱(2020年12月1日施行)	4	良好に実施されている	議員間の討議を通じて、論点を明らかにし、議論を尽くした合意形成に努めるとともに、審議等の情報を積極的に公開及び発信し、村民への説明責任を果たすことを目的として、本会議及び委員会並びに全員協議会において議員間または委員間の討議を実施できるよう、2020年12月1日に「宮田村議会会議規則」を改正した他、「宮田村議会議員間討議要綱」を新設した。	
第3章 議会	(議会の役割及び責務)	第8条	3 議会は、この条例を遵守し、村民に信頼されるために、公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、村民に開かれた議会運営に努めなければならない。	(1) 宮田村議会会議規則(1988年3月15日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	第二次機能強化特別委員会での調査研究を経て、修正の動議に関わる条文の最低人数の誤りの修正、本会議及び委員会並びに全員協議会における議員間討議または委員間討議の制度の導入、請願の審査報告に関して会議規則と「宮田村議会請願陳情等要綱」との整合をとるための修正、危機管理連絡会を公務化するための条文追加、を目的として、2020年12月1日に「宮田村議会会議規則」の改正、施行を行った。
			(2) 宮田村議会議員定数条例(2003年1月1日施行、以後改正)、宮田村議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(1962年2月26日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	第二次機能強化特別委員会の調査事件の一つに「議員の成り手不足に関すること」を掲げ、人材育成及び報酬並びに定数に関し、長期的な観点に立った考え方をとりまとめるため、2021年1月まで、全議員を対象にヒアリングを実施した。今後、ヒアリングの論点整理、専門的知見を有する者による研修会、全員協議会での議員間討議、を経た上で、報告書にまとめて公表する方向である。2021年4月から活動量調査を実施するため、明治大学の牛山久仁彦教授のアドバイスを経て、調査票の作成を行った。議員報酬については、宮田村特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、2020年3月12日の定例会において、1996年12月19日の改定(1997年1月1日施行)以来、24年ぶりの報酬改定を行うこととし、2021年4月3日から施行した。	

宮田村むらづくり基本条例		主な関係法令	評価	理由・意見・提案
		(3) 宮田村議会 委員会条例 (1956年11月12 日施行条例第1 号、以後改正)	4 良好に実施 されている	2019年12月2日の定例会において、子育て及び福祉の一体的な調査と審査を行えるよう、委員会の名称と所管の変更を決定していたことに基づき、改選後の2020年4月3日から、常任委員会の所管の見直しと名称変更を行い、「総務経済委員会」と「福祉文教委員会」として始動した。委員会の機能を強化するため、全議案の委員会付託を求める意見があり、検討を行う必要がある。2020年9月10日、福祉文教委員会の所管事務調査として、宮田村社会福祉協議会を対象に、新型コロナウイルス感染症関係の相談の受付状況について調査を行った。2020年10月6日、総務経済委員会の所管事務調査として、寺沢林道等の現地調査を行った。資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置に関する規定が明文化されていなかったため、「宮田村議会委員会条例」に追記し、同動議があったときは特別委員会が設置されたこととみなすとともに、設置する委員会の定数を5人と定めた。
		(4) 宮田村議会議 定例会条例 (1956年10月1日 適用、以後改 正)	4 良好に実施 されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(5) 宮田村議会議 傍聴規則(1956 年12月18日施 行、以後改正)	4 良好に実施 されている	2020年の本会議の傍聴者数は延べ74人であり、前年より微増となった(前年延べ69人)。良好に実施されており、継続して対応すべきである。
		(6) 宮田村議会議 資料公開要綱 (2016年4月1日 施行)	4 良好に実施 されている	良好に実施されており、継続して対応すべきである。

宮田村むらづくり基本条例				主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
				(7) 宮田村議会 議長副議長選 挙所信表明要 綱(2016年4月1 日施行)	4	良好に実施 されている	改選にともない、2020年4月3日 に議長選挙及び副議長選挙を 実施し、所信表明を行った。議 長選挙は無投票、副議長選挙 には2人が立候補し、選挙となっ た。立候補者の所信表明とそれ に対する質問のやりとりは、正副 議長選挙をあわせて約70分 であった。議事録はホームページ で公開するとともに、議会だより に概要を掲載した。良好に実施 されており、継続して対応すべ きである。
				(8) 宮田村議会 選任委員等要 綱(2016年4月1 日施行、以後改 正)	4	良好に実施 されている	改選にともない、2020年4月3日 にすべての委員等の選任を 行った。その後の選任も含め、 良好に実施されており、継続し て対応すべきである。
				(9) 宮田村議会 専決処分条例 (2016年4月1日 施行)	4	良好に実施 されている	専決処分は3件で、前年と同数 であった(前年3件)。条例の範囲 内で処分されたことを確認した。
				(10) 宮田村議 会に提出する議 案等の順序を定 める規程(2012 年3月13日、以 後改正)	4	良好に実施 されている	良好に実施されており、継続し て対応すべきである。
第3章 議会	務(議 員)の 役割 及び 責	第9 条	議員は、村民の 代表として、村 民の意見の把 握に努めるとも に、自らの活動 を村民に分かり やすく説明する よう努めなけれ ばならない。				
第3章 議会	務(議 員)の 役割 及び 責	第9 条	2 議員は、村民 の代表として、 政治倫理を自覚 し、村民からの 信頼確保に努 めなければならない。				

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案		
第3章 議会	(議員の役割及び責務)	第9条	3 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、自らの資質の向上を図るよう努めなければならない。	(1) 宮田村議会一般質問要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	延べ39人の議員が一般質問を行い、前年より微増となった(前年延べ31人)。一般質問の質を向上させるための研修会の実施を模索したが、予算の問題もあり、実施に至らなかった。定例会の度に議会運営委員会において一般質問の課題を洗い出し、全員協議会において共有する取り組みを行った。今後も継続すべきである。
第3章 議会	(議会への村民参加)	第10条	議会は、村民の多様な意見を把握するため、村民が参加する機会の拡充に努めなければならない。	(1) 宮田村議会広報広聴条例(2016年4月1日施行、以後改正)、宮田村議会広報広聴会議要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、少人数で議員不在区への聞き取り調査を実施することとした。広報広聴会議分科会6人が、2020年11月8日に「つつじが丘区役員(18人)」、2020年11月10日に「大原区役員(20人)」、2020年11月18日に「北割区役員(3人)」を対象に議会懇談会を実施した。参加村民数は合計41人で、前年より微増した(前年31人)。2020年度内にまとめを行い、報告書として公開する準備が進行している。
				(2) 宮田村議会公聴会参考人要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	2020年6月9日、総務経済委員会において、「新型コロナウイルス感染防止に対応する福祉施設への支援に関する請願」に関し、請願者の参考人招致を行った。今後も、審査及び審議を的確に行うため、制度の適切な運用を図るべきである。

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案
			(3) 宮田村議会 請願陳情等要 綱(2016年4月1 日施行)	2 改善を要す る	請願は、採択5件であった。陳情等は、採択7件、一部採択3件、であった。請願及び陳情等に基づく意見書10件を可決し、関係機関に送付した。請願及び陳情等の審査結果の区分について、「宮田村議会会議規則」と「宮田村議会請願陳情等要綱」で相違のあった件については、会議規則から該当部分を削除することで対応した。委員会が請願及び陳情等の審査のため必要があると認めるとき、「実地調査を実施すること」、「公聴会を開催すること」、「参考人に説明、及び意見を求めること」、を行うことができることを明確化するため、2020年12月1日に「宮田村議会請願陳情等要綱」の改正を行った。同要綱の第7条第2項において、継続審査となった場合のみ、審査結果の報告を行う際に具体的な理由を付すこととなっているが、継続審査以外となった場合も具体的な理由を付すべきであり、改正が必要である。2020年9月の定例会から、請願陳情等の取り扱い方法(参考人招致等)について、開会日初日に付託委員会で協議することとした。
第3章 議会	(議会の機能強化)	第11条 議会は、第8条の役割及び責務を果たすため、議会の機能の強化に努めなければならない。	(1) 宮田村議会 機能強化特別 委員会要綱 (2020年6月11日 施行、旧要綱は 所掌事件の調 査終了により 2020年2月4日 廃止)	4 良好に実施 されている	2020年6月11日、第二次となる機能強化特別委員会を議決により設置し、同日に「宮田村議会機能強化特別委員会要綱」を施行した。議会の機能強化を図ることを目的として、「議会の法令に関すること」、「議会の住民参加に関すること」、「議会のICTに関すること」、「議員の成り手不足に関すること」、について調査研究を行い、必要な条例改正案のとりまとめ等に取り組むことができた。



宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
			(2) 宮田村議会 図書室要綱 (2018年4月1日 施行、以後改 正)	4	良好に実施 されている	議会図書室の蔵書は、村図書館の蔵書として登録処理し、OPACが利用できるようにしている(2017年から継続)。2020年の登録図書は9冊であった(前年は18冊)。2020年2月25日現在の登録図書の総数は70冊である。良好に実施されており、継続して対応すべきである。
			(3) 宮田村議会 研修要綱(2016 年4月1日施行、 以後改正)	2	改善を要す る	2020年8月6日、第二次機能強化特別委員会が長野県伊那市において「議会のICT(タブレット端末の活用)」についての所管研修を実施した。なお、報告書の提出期限を研修終了後14日以内と定めているが、提出期限が守られておらず、期限厳守を徹底すべきである。新型コロナウイルス感染症の影響により、常任委員会及び議会運営委員会の所管研修、専門研修の実施は見送った。補完研修の利用申請はなかった。これまで慣例的に実施されてきた新任議員への研修を明確化するため、「宮田村議会研修要綱」の中に「初任研修」を追加した。その他、2020年2月4日に、「静岡県牧之原市議会(9人)」の「議会改革」に関する視察研修を受け入れた。
			(4) 宮田村議会 事務局設置条 例(1966年3月16 日施行)、宮田 村議会事務局 処務規程(1975 年3月15日施 行、以後改正)	3	改善の余地 あり	事務局の人員配置及び業務について、見直しを求める厳しい声があがっており、村行政当局と継続的に粘り強く協議していく必要がある。
第8章 危機管理	(危機管理)	第36条	村民、議会及び行政は、安心及び安全な暮らしを守るため、自助、共助及び公助を高めるような取組の推進に努めなければならない。			

宮田村むらづくり基本条例			主な関係法令	評価	理由・意見・提案	
		3 議会は、災害等から村民の安心及び安全な暮らしを守るため、危機管理体制の整備に努めるとともに、緊急時には行政と協力しなければならない。	(1) 宮田村議会危機管理条例(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	新型インフルエンザ等対策特別措置法により、全国に緊急事態宣言が発令されたことを受けて、2020年4月28日に「宮田村議会における新型コロナウイルスの感染拡大防止に関する申し合わせ」をまとめた。新型コロナウイルス感染症の影響により、村の総合防災訓練(災害対策本部訓練)が中止となったため、議会独自の訓練として、2020年9月9日にWeb会議(オンライン会議)を試行し、「宮田村議会オンライン委員会等要綱」の制定等につながった。「宮田村議会危機管理条例」の字句修正を行った。
			(2) 宮田村議会オンライン委員会等要綱(2020年12月1日施行)	4	良好に実施されている	新型コロナウイルス感染症の問題に限定せず、やむを得ない理由により、委員会の開催場所への参集が困難な場合、また、地方自治法第100条第12項の規定により設ける協議又は調整を行うための場への参集が困難な場合、オンライン委員会等を実施できる制度を導入するため、2020年12月1日に「宮田村議会会議規則」を改正した他、「宮田村議会オンライン委員会等要綱」を新設した。
第9章 住民参加	(住民参加の推進)	第37条 議会及び行政は、村民の多様な意見及び提言等がむらづくりに反映される仕組みを整備し、住民参加を推進しなければならない。	(1) 宮田村住民参加の推進に関する条例(2020年4月1日施行)、宮田村議会広報広聴条例(2016年4月1日施行、以後改正)、宮田村議会広報広聴会議要綱(2016年4月1日施行、以後改正)	4	良好に実施されている	2018年8月17日に、村民、行政、議会で「宮田村むらづくり基本条例検証委員会」を立ち上げ、本条文を具体化するための議論を重ね、2020年4月1日に「宮田村住民参加の推進に関する条例」を施行した。2020年12月1日に宮田村議会広報広聴条例を改正し、「議会の広報広聴活動における住民参加を不断に推進するため、村民が参画する組織を設置することができる」との条文を追加した(2021年4月1日から適用)。第二次機能強化特別委員会において調査研究を進めてきたが、その精度を高め、組織設置の具現化につなげるべきである。

宮田村議会議会評価要綱第3条第2項に基づく意見の聴取の記録

聴取日	聴取対象
2021年3月4日	宮田村議会議会運営委員会